

『千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例』の枠組み

目的（第1条）

良好な景観の形成に関する施策を総合的に推進することにより

- 美しく魅力ある県土の形成
 - 潤いのある豊かな生活環境の創造
 - 個性的で活力ある地域社会の実現
- ⇒ 県民生活の向上、県民経済及び地域社会の健全な発展

基本理念（第2条）

1. 良好な景観は、将来の県民に継承されるべき重要な資産であること、その形成が重要であること及びその形成に向けた継続的な取組が必要であることが認識されることを旨としてその形成が図られなければならない。
2. 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるため、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用等を通じてその形成が図られなければならない。
3. 良好な景観は、地域住民の意向を尊重し、それぞれの地域の個性及び特色を伸ばすよう、その多様な形成が図られなければならない。
4. 良好な景観は、県、市町村、県民、事業者、来訪者その他社会を構成する多様な主体が連携、協働して、その形成が図られなければならない。
5. 良好な景観は、これ及びその形成に向けた取組が観光の振興その他の地域の振興と密接に関連するため、地域の活性化に資するよう、その形成が図られなければならない。
6. 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、現にある景観をより良好な景観に整備することを含むものである。

県民の役割（第4条）

1. 県民は、良好な景観及びその形成の重要性について理解を深めるとともに、地域における良好な景観の形成に向けた取組を自主的に行うよう努めます。
2. 県民は、県が実施する施策に協力します。

認定景観づくり地域協定等に係る制度

（第10条から第23条）

（3つの認定制度と1つの協定制度を創設）

（認定制度）

- ① 景観づくり地域協定の認定
- ② 景観づくり地域活動団体の認定
- ③ 景観づくり社会貢献事業者の認定

（協定制度）

- ④ 景観づくり事業者協定の締結（知事と事業者）

県民

制度の活用

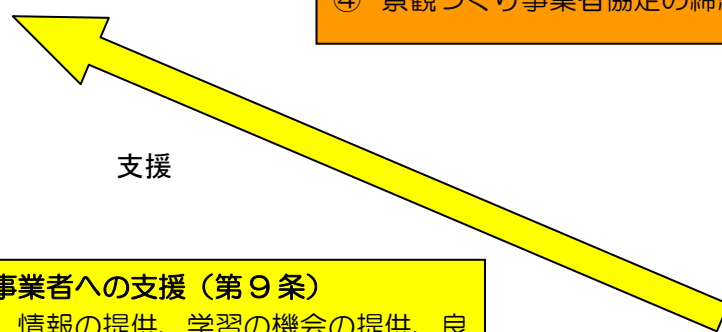


事業者

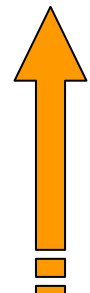
制度の活用



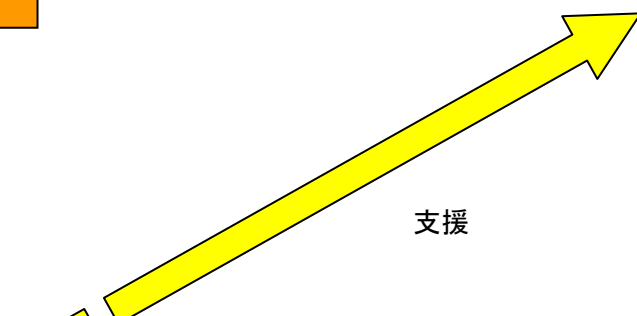
支援



認定・締結



支援



事業者の役割（第5条）

1. 事業者は、土地の利用等の事業活動を行うに当たっては、これが景観に影響を与えることを認識するとともに、良好な景観の形成に自ら努めます。
2. 事業者は、県が実施する施策に協力します。

来訪者

来訪者の協力（第6条）

1. 県への来訪者は、県が実施する施策に協力します。

県民及び事業者への支援（第9条）

1. 県は、情報の提供、学習の機会の提供、良好な景観の形成に向けた取組に参加する機会の提供その他の必要な支援を行います。

県の責務（第3条）

1. 県は、良好な景観の形成に関する総合的かつ広域的な施策を策定し、実施します。
2. 県は、県民、事業者及び来訪者に対し、良好な景観の形成に関する啓発、知識の普及に努めます。

市町村への支援等（第8条）

1. 県は、市町村との適切な役割分担を踏まえた、技術的な助言、情報の提供その他の必要な支援を行います。
2. 県は、市町村の求めに応じ、広域的な見地からの調整を行います。

組織など

1. 景観審議会

施策の策定及び実施に関する重要事項について調査審議等をするため、景観審議会を設置します。

2. 景観評価審査委員（第26条）

施策の推進に関し必要な事項を調査させるため、専門の学識経験を有する者を委嘱することができます。

基本方針（第7条）

知事は、良好な景観の形成に関する基本的な方針（基本方針）を定めます。

広域景観計画（第24条）

県は、景観法で規定する景観計画を定める際は、市町村の区域を越えた広域的な見地から定めます。

公共事業景観形成指針（第25条）

知事は、県が公共事業を実施するに当たって良好な景観の形成のために配慮すべき事項に関する指針（公共事業景観形成指針）を定めます。

県

支援・連携

市町村